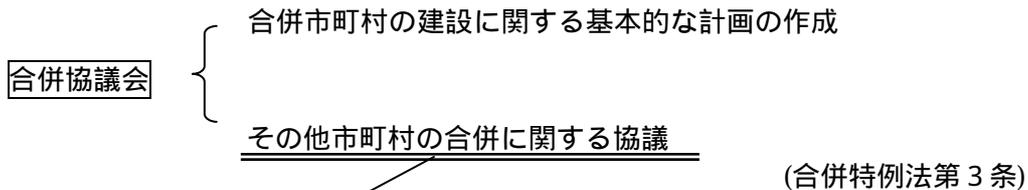


## 合併基本 5 項目について



- ・細目事業では約 1,500 項目の事務事業を、大きな項目として 20 ~ 30 項目に分けて、「**協定項目**」として法定協議会で協議していくことになる。
- ・細目事業を全て法定協議会で協議するものではなく、住民生活に深くかかわりのある項目について協議していくことになる。

### [ 協定項目の例示 ]

#### 基本的な協議事項

合併の方式、合併の期日、新町の名称、事務所の位置、財産債務の取扱い

#### 合併特例法に定める協議事項

議会議員の定数及び任期の取扱い、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

地方税の取扱い、一般職の職員の身分の取扱い

#### その他必要な協議事項

特別職の身分の取扱い、条例・規則等の取扱い、組織機構の取扱い、使用料手数料の取扱い、国民健康保険事業の取扱い、介護保険事業の取扱い、下水道事業の取扱い、消防団の取扱い、字名の取扱い、各種事務事業の取扱い 等

### 基本 5 項目について

- ・「合併の方式」、「合併の期日」、「新町の名称」、「事務所の位置」、「財産債務の取扱い」の項目については、「**基本 5 項目**」と呼ばれており、他の合併協議会でも協議に長時間を要したり、協議が難航して決着がつけにくい項目である。

### 【事務局案】

#### 合併の方式

愛知郡秦荘町および愛知川町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

#### 合併の期日

合併の期日は、平成 17 年（2005 年）2 月を目標とし、協議会の協議の進捗状況等を踏まえながら、別途協議する。

#### 新町の名称

新町の名称は、公募により案を募集し、小委員会で候補名の選定を行った後、協議会に諮って決定する。

#### 新町の事務所の位置

新町の事務所の位置、庁舎の利用方法等については、協議会で決定する。

#### 財産および債務の取扱い

2 町の所有する財産、公の施設および債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。